

## 資料2

### 下級裁判所の裁判官の指名過程に關与する諮問機關の設置に關する基本論点

この機關の設置を最高裁判所規則で定めることの当否

この機關の基本的な所掌事務

この機關の構成

下部組織の設置の要否、設置した場合の基本的な所掌事務

下部組織の構成

その他